

水田活用の直接支払交付金の見直しに係る アンケート調査の結果について

■調査目的

水田活用の直接支払交付金（以下「水活交付金」という。）の見直しを受けた各地域の対応状況の整理や事例収集を行い、県内での情報共有を図るもの。

■調査内容

- ①水活交付金の見直しに係る検討状況
- ②水活交付金の見直しに係る周知状況
- ③1か月湛水の確認方法

■調査対象

県内市町村の地域農業再生協議会

■調査期間

令和5年12月27日～令和6年2月19日

■回答数

35全市町村から回答あり

調査結果の概要

【目次】

1. 水活交付金の見直しに係る検討状況

- ・ 水活交付金の見直しを受けた今後の営農の方向性に係る
県内の検討・選択状況
- ・ 事例No.1 南陽市

2. 水活交付金の見直しに係る周知状況

- ・ 事例No.2 南陽市
- ・ 事例No.3 舟形町
- ・ 事例No.4 最上町

3. 1か月湛水の確認方法の作成状況

- ・ 1か月湛水に係る確認方法の作成状況
- ・ 事例No.5 鶴岡市
- ・ 事例No.6 長井市

水活交付金の見直しを受けた 今後の営農の方向性に係る 県内の検討・選択状況

①各市町村での方向性（畑地化・ブロックローテーション・1か月水張り）を選択済みの生産者の割合

割合	市町村数	状況
10%未満	27	多くの地域協議会では、生産者の意向をまだ把握できていない
10～20%	7	関係機関や生産者との間で検討会議を行った市町村、R5の畑地化件数が多い市町村、水活交付金の件数が少ない市町村が該当
70～80%	1	生産者対象のアンケート調査を実施した南陽市が該当

②選択した内容

区分	面積
畑地化	約770ha
ブロックローテーション（田畑輪換含む）	約160ha
1か月湛水	約540ha
その他 （このまま作り続ける・水稻作付・所有者への返還）	約170ha
計	約1,640ha

③地域協議会の取組み

- 生産者を対象としたアンケート調査、説明会の開催、チラシの作成・配布
- 関係機関（土地改良区、農協等）との協議

事例
No. 1

南陽市

市内の生産者を対象とした アンケート調査による 意向把握

- ・ アンケート対象件数…約420件
- ・ 回答率…88%

アンケート調査票様式

■「水田活用の直接支払交付金」の見直しに係る調査

- ・ 「水田活用の直接支払交付金」について、現在、同交付金の対象となっている水田（作物）について、お聞きします。
- ・ 令和4年から令和8年までの5年間に一度も水漲り（水稲作付または1か月の湛水管理）をしなかった場合、令和9年度以降、本交付金の対象外とする国の方針が決定されています。
- ・ 畑作が定着した水田について、農林水産省では畑地化促進事業などにより「水田の畑地化」を推進しています。

問 10 令和8年度までの間の対応について、現時点における考えを教えてください（作物名の下欄に数字を記入）

交付金の対象作物→ 交付対象面積→	「作物1_名称」 「作物1_面積」a	「作物2_名称」 「作物2_面積」a	「作物3_名称」 「作物3_面積」a	「作物4_名称」 「作物4_面積」a	例：牧草 250.5 a
作り続ける予定（問11へ）	a	a	a	a	170.5 a
やめる予定（問12へ）	a	a	a	a	70.0 a
未定	a	a	a	a	0 a
その他 （具体的に）	()	()	()	()	10.0 a 転作組合の 方針に依る

問 11 令和8年度まで作り続ける予定の作物について、現時点における考えを教えてください（作物名の下欄に数字を記入）

	「作物1_名称」 「作物1_面積」a	「作物2_名称」 「作物2_面積」a	「作物3_名称」 「作物3_面積」a	「作物4_名称」 「作物4_面積」a	例：牧草 30.5 a
5年に一度水稲作付を行う予定	a	a	a	a	30.5 a
5年に一度1か月以上の湛水管理を行う予定	a	a	a	a	0 a
国の畑地化促進事業を活用し畑地化する予定	a	a	a	a	130.0 a
このまま転作作物を作り続ける予定（上記以外）	a	a	a	a	10.0 a
その他 （具体的に）	()	()	()	()	0 a

問 12 令和8年度までに作付けをやめる予定の水田（作物）について、作付けをやめた後の対応方針を教えてください（作物名の下欄に数字を記入）

	「作物1_名称」 「作物1_面積」a	「作物2_名称」 「作物2_面積」a	「作物3_名称」 「作物3_面積」a	「作物4_名称」 「作物4_面積」a	例：牧草 10.0 a
主食用米を作付けする予定	a	a	a	a	10.0 a
水稲（主食用または非主食用米）を作付けする予定	a	a	a	a	0 a
水稲以外の他の作物を作付けする予定	a	a	a	a	0 a
何も作付けしない予定	a	a	a	a	40.0 a
他の耕作者に任せる予定	a	a	a	a	0 a
所有者に農地を返す予定	a	a	a	a	20.0 a
その他 （具体的に）	()	()	()	()	0 a

アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございました。
令和5年10月13日（金）までに農林課農業振興係へご持参ください。

見直しに係る全体の概要を説明したパンフレットの作成

～見直し内容から1か月湛水、Q&Aまで～

水田活用の直接支払交付金の5年水張りルールと1か月湛水管理のお知らせ

国から「水田活用の直接交付金の交付対象水田の確認の徹底」が示され、令和9年度以降も「水田活用の直接支払交付金」の交付を受けるためには「5年に1度の水張り」が要件になりました。農業者の皆様におかれましては本資料を参考に令和8年までの間「水張り（水稲作付または1か月以上の湛水管理）」の実施をご確認ください。

かんたん解説 水田活用の直接支払交付金の「交付対象外水田」と「5年水張りルール」

水田において主食用の米以外の作物を販売目的で生産し、販売すると交付金の対象になります（水田活用の直接支払交付金）。

水田で肥料用米や飼料用米、野菜・稲穂等を生産・販売

水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金の対象にならない水田もあります（交付対象外水田）。

- × 現況において非農地に転用された土地
- × 3年間連続して作物の作付が行われていない農地
- × 水田機能を喪失する等水稲の作付が困難な農地
 - ✓ たん水設備（畦畔等）がない※
 - ✓ 用水供給設備（用水配管）がない※
 - ※主要性向上のための一時的な措置はOK

令和9年度から交付対象外水田の要件が追加されます（5年水張りルール）

過去5年間に一度も水張りが行われていない農地※

※災害復旧や基盤整備事業が実施されている場合は該当する年を除く

「水張り」とは水稲作付か1か月以上の湛水管理のことです

水稲作付

1か月以上の湛水管理※

※連作障害による収量低下が起きていない場合に該当

「水稲作付」「1か月以上の湛水管理」はそれぞれ下記の方法で確認します。

- 「水稲作付」は、水稲共済細目書で確認します。
- 「1か月以上の湛水管理」の確認方法は、次ページ以降をご覧ください。

南陽市農業振興協議会 【問合せ先】事務局 南陽市農林課農業振興係
TEL：0238-40-8310

1 か月以上の湛水管理の実施方法・報告方法について

「5年水張りルール」では「水稲作付による水張り（水稲共済細目書で確認）」のほか「1か月以上の湛（たん）水管理による水張り」が認められています（連作障害による収量低下が発生していない場合に限り）。「1か月以上の湛水管理」の実施及び報告の方法は下記のとおりとなります。

1 湛水管理を実施

湛水管理を開始した際に状況がわかる写真を撮影してください。写真は圃場ごとの撮影が基本となります。ただし、複数の対象圃場が1枚の写真に収まる場合はそれぞれ撮影する必要はなく1枚の写真のみでよいこととします。開始から1か月経過した時点での写真も同様に撮影してください。

- POINT●
- ✓ 水が溜まったら写真撮影
- ✓ 1か月経ったらまた撮影



湛水管理のルール

湛水管理の基本的な考え方は次のとおりです

基本的な考え方

- 水稲作付と同等の湛水管理
- 用水による湛水（>天水による一時的な湛水）

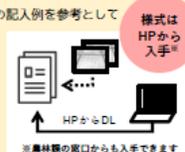
具体的な基準 水深などの基準はありません

実施時期 実施時期の指定はありません

2 報告書を作成

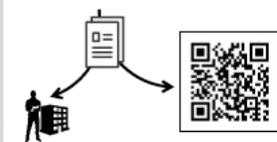
湛水管理実施後、ホームページから農林課窓口から「水田活用の直接支払交付金に係るたん水管理実施報告書（以下「報告書」）」の様式を入手します。撮影した写真を貼付して、右の記入例を参考として報告書を作成してください。

- POINT●
- ✓ まずは様式を入手
- ✓ 写真の添付を忘れずに



報告書様式の入手方法

報告書の様式はホームページ（下記QRコード参照）から農林課窓口から入手できます



3 農林課に提出

報告書が完成したら農林課農業振興係に提出します。提出期限は湛水管理を実施した年の年度末までとします。

〔例〕令和6年6月に湛水管理を実施した場合は令和7年3月末が提出期限

- POINT●
- ✓ 報告書の提出期限は年度末です



提出が遅れた場合、次年度に交付対象から除外される場合があります。報告書が完成したらお早めに農林課に提出するようにしてください。

「1か月の湛水管理」に加えて「連作障害による収量低下が発生していないこと」が「水張り」の条件になります。確認方法は別途お知らせしますので、「1か月の湛水管理」を実施する場合は、各現場における毎年の収穫量の記録を合わせてお願いします。

2. 水活交付金の見直しに係る生産者への周知状況

事例
No. 2

南陽市

見直しに係る全体の概要を説明したパンフレットの作成

～見直し内容から1か月湛水、Q&Aまで～

(記入例)

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に係るたん水管理実施報告書

【整理番号】 - 2

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に係るたん水管理実施報告書

令和 6 年 10 月 24 日

南陽市農業振興協議会 へて

報告者(実施者)
住 所 南陽市 三間通436-1
氏 名 又は 名称 水張 太郎
代 表 者 氏 名
連 絡 先 0238-40-3211

報告日

下記について、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け、22経農第713号農林水産事務次官(依命)通知)別紙1第2の(1)の④のイに基づいたん水管理を実施しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1. たん水管理実施箇所一覧

管理番号	区分番号	地名地番	面積	たん水管理期間	実施状況写真番号
0001	001	三間通 西蔵橋 436-1	29.8 a	開始日: 令和6年5月25日 終了日: 令和6年6月25日	No. 1
0001	001	宮崎 ○○ 456-7	9.8 a	開始日: 令和6年5月30日 終了日: 令和6年6月30日	No. 1
0002	001	宮崎 ○○ 460	15.0 a	開始日: 同上 終了日: 同上	No. 1
0003	001	宮崎 ○○ 123 f	28.0 a	開始日: 令和6年9月10日 終了日: 令和6年10月10日	No. 2
0003	002	同上	2.0 a	開始日: 同上 終了日: 同上	No. 2

実施したばちを記入
水稲共済給付書の表記に合わせて記入してください

別紙 たん水管理実施状況写真

撮影した写真を貼付
撮影年月日や場所の特定ができるように撮影してください

2. 添付書類
たん水管理実施状況写真(別紙)

湛水管理開始時の写真を貼付

1か月経過時の写真を貼付

交付対象水田・5年水張りルールに関するQ&A

Q 交付対象水田から外れた場合、〇〇〇からも外れますか。

A 以下の整理になります。

水田活用の直接支払交付金(産地交付金含む)	→ X 対象外
畑作物の直接支払交付金(グタ)	→ O 対象
南陽地区とも補償制度	→ O 対象
水稲共済(細目書)	→ O 対象
中山間地域等直接支払交付金	→ O 田として対象(畦畔など水張り機能があることが条件)

Q 一度水張りを行えば、その後はずっと交付対象のままになりますか。

A 水張りを行った年の翌年度から起算して5年間は交付対象のままとなります。ただし、その5年間で一度も水張りが行われなかった場合は、その翌年度に交付対象から外れます。

例 令和6年度に水張りを行った場合、令和7年度から令和11年度までの5年間は交付対象です。ただし、この5年間に水張りを行わなかった場合は令和12年度以降は交付対象から外れます。

※一か月の湛水管理をした場合は、運作障害による収量低下が発生していないことも条件になります。

Q ささまざまな理由で水張りができない水田はどうすればいいですか。

A 今回の「5年水張りルール」について、国では「転換作物が固定化している水田は畑地化を促す・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合はブロックローテーション体系の再構築を促す」目的としています。水張りができなかった場合は、令和9年度に交付対象から外れることとなります。

なお、水田を将来に渡って畑地化する場合の支援措置として「畑地化促進事業」が措置されています(下記参照)。この事業を活用すれば、10アールあたり14万円(1回限り)と10アールあたり2万円(以後5年間)などの交付金が交付されます。ただし、土地所有者の同意や関係機関の合意などの要件に加え、再び交付対象水田に戻せないなどの制約がありますので、十分に考慮いただいた上で活用をご検討ください(採択事業のため必ず採択されるとは限りません)。

(参考) 畑地化促進事業【①と②セットで支援】

対象作物・高収益作物(野菜等) ・畑作物(麦・大豆・飼料作物)	交付単価は令和5年度補正予算事業
① 畑地化支援 前年度水稲付付または交付金の対象となった農地において水田を畑地化する取組を支援。畑地化後、5年間畑作物を付けることが条件。※交付対象水田から除外する取組を指す。地目変更を求めたものではない。	交付単価 14.0万円/10a
② 定着促進支援 ①の取組の後の5年間を継続支援	交付単価 2.0万円/10a × 5年間

①②のほか、土地改良区決済金等支援(上限25万円/10a)も措置

このチラシは令和6年2月9日時点の情報を基に作成しています。掲載されている内容は今後変更される場合があります。

舟形町

交付対象外とされた場合、 減少になる交付金を 具体的な事例を用いて説明

<交付対象水田の取扱い>

令和9年度から野菜やソバの産地交付金が大幅に減少になる可能性があります。

現場の課題を検証しつつ、令和8年までに、一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は、令和9年度以降は交付対象水田としない方針です。

例) 舟形字舟形 ●●番地 10a

令和4年	ソバを作付け	→	20,000円の産地交付金と数量払交付金
令和5年	ソバを作付け	→	20,000円の産地交付金と数量払交付金
令和6年	ソバを作付け	→	20,000円の産地交付金と数量払交付金
令和7年	ソバを作付け	→	20,000円の産地交付金と数量払交付金
令和8年	ソバを作付け	→	20,000円の産地交付金と数量払交付金

この期間に一度も水張りをしなかった農地は、令和9年度から交付対象外農地

令和9年 ソバを作付け → 数量払交付金のみ
※令和8年までに一度でも水張りをすれば令和9年度に交付対象外にはなりません。

制度変更による影響

野菜やソバ等の産地交付金が大幅に減少になります。

町全体で、野菜関係で約1,700万円、ソバで約4,300万円の産地交付金の交付を受けていますが、90%以上が令和9年度から交付を受けられなくなる可能性があります。

今後の対応

- 水張りについては、水稲作付により確認することを基本としています。その上で、
 - ①漏水管理を1か月以上行い、
 - ②連作障害による収量低下が発生していないことが確認できれば、水張りを行ったとみなされます。
- 育苗ハウスのあるほ場（交付対象水田）について
 - ①育苗ハウスの設置有無にかかわらず、5年に一度の水張りをしない場合、交付対象水田から除外されます。
 - ②一筆（ほ場全体）の一部を育苗ハウス、残りを作物作付している場合、ハウス部分を含むほ場全体で水張りをしない場合、交付対象水田から除外されます。
- 今後も、この制度変更について情報収集を行い、関係機関と連携をとりながら、令和9年度からの対策を検討していきます。

1か月湛水に係る

確認方法の作成状況

- 令和6年1月現在

①各市町村での確認方法の決定状況

割合	市町村数
既に確認方法を定めて 令和5年度に確認を実施した	9
まだ確認は実施していないが 確認方法を定めている	4
まだ確認方法を定めていない	22

②水張り確認にあたっての地域協議会での不明点

- 連作障害の発生の具体的な確認内容について

参考

見直し後の交付対象水田のルール

○ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は
交付対象としない（令和9年度から実施）

・ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われ
ない

場合であっても交付対象水田から除外しない。

① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合

② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付け計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

・水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。

・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

① 湛水管理を1か月以上行う

② 連作障害による収量低下が発生していない

国から示されている確認方法

「令和5年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」から抜粋
(R5.6.14付け農林水産省経営局経営政策課長一部改正通知)

(たん水管理及び水田機能の確認について)

・水張りの時期については具体的な時期の指定はないため、水張りの順番や期間は、現場で十分に検討したうえで実施する。

・たん水管理が十分になされていることを確認するため、水張りの確認は、たん水期間中に1か月以上あけて2回実施し、それぞれの時点でたん水されていることを確認することとする。

・水田機能の確認は、地域農業再生協議会において実施することとする。確認の時期については、令和4年度以降の5年間に1回、地域における輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施する。

(連作障害の発生の確認について)

・連作障害による収量低下の有無の確認方法として、毎年度、水田台帳の整理時に交付対象水田の要件確認を行う際に、当該ほ場において、①過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況等、②過去5年間の収量と、近隣のほ場における収量及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較により、連作障害が発生していないかを、地域や作物等に応じて、適切かつ十分に確認する（収量は、客観的に確認できる書類により確認すること。困難な場合は、農業者等が作成した、ほ場ごとの収量の推移や病害虫の発生状況等に係る記録により確認すること）。

事例 No. 5

鶴岡市

確認の流れ

- ① 水張り前にJA、市に連絡
- ② 報告書に湛水開始、終了日時を記載し、それぞれの写真を添付
- ③ 市の地域協議会で別途現地確認を実施

1か月湛水管理ほ場一覧報告書 (記入例)

下記ほ場について、1か月湛水管理を行いましたので、湛水がわかる写真とともに提出します。

	集落名	馬場町
	氏名	鶴岡太郎

耕地番号	分筆番号	地名地番	作付面積(m ²)	湛水期間
0010	001	馬場町 9-25(1)	1,500	令和6年5月10日～令和6年6月20日



※写真裏面(記載例)
・馬場町 9-25(1)
・湛水開始(令和6年5月10日撮影)



※写真裏面(記載例)
・馬場町 9-25(1)
・湛水終了(令和6年6月20日撮影)

全面が水張りできていない場合は写真の提出があったとしても、対象外となりますので注意してください。

【参考】湛水したと認められない写真(例)



【令和5年度事例】

事例①
圃場: 平場(改良区管内)
作物: 枝豆(早生)
時期: 8月上旬～9月上旬

事例②
圃場: 中山間(改良区管内)
作物: そば
時期: 5月中旬～6月中旬

合計	1,500
----	-------

◎ 湛水管理を行うほ場ごとの写真(湛水開始時点と終了時点の2枚)を添付してください。
※写真裏面に地番地名と湛水開始・終了のどちらの写真かわかるよう記入してください。
※圃場の位置がわかるよう2回とも同じ位置、同じ方向で背景を入れて撮影してください。

◎ 協議会で別途水田機能(畦畔、用水施設)の現地確認を実施します。

<注意点>

- 水深等の基準については、水稻作付と同等とし圃場全体に水面が確認できる状態としてください。
- 天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態であることが必要です。
- 湛水を行う場合は、産害など隣地圃場への影響や湛水のルール等に十分に配慮してください。
- 国の示す確認方法によっては、内容が変更になる場合があります。その場合は、改めてお知らせします。
- 湛水管理を行う場合は、営農計画書の異動の内容欄に記載いただくか、事前にJA、農政課にご報告ください。

3. 1か月湛水の確認方法の作成状況

事例
No. 6

長井市

確認の流れはNo.5鶴岡市と同様

令和6年度 5年水張りの確認方法

(1) 現地確認業務について

- ①水張りの確認は、たん水期間中に1か月以上あけて耕作者が2回実施し、日時と写真を確認報告書(様式1)に記録する。
- ②たん水期間1か月の間に、長井市農業再生協議会事務局職員が現地確認を行う。

(2) 確認期間

水張りを行う耕作者が水張りを開始した1か月以内に、長井市農業再生協議会事務局職員が確認を行う。

(3) 水張りの時期

水張りの時期については具体的な時期の指定はないが、土地改良の水利を使用している場合、土地改良区の灌漑期間での水張りを推奨する

(4) 確認結果を記載する書類

水張り計画・実績・連作障害等確認報告書(様式1)、実施状況写真報告書(様式2)

(5) 申請から確認までの流れ

- ①耕作者は、水張りを行う前に水張り確認報告書(様式1)を提出する。
- ②事務局は、提出された確認報告書(様式1)の内容を確認し、写しを耕作者に渡す。
- ③耕作者は、確認報告書(様式1)に記載の時期に水張りをを行い、水張り開始と終了の日時等を確認報告書(様式1)に記載するとともに、水張りの写真を撮影し実施状況写真報告書(様式2)を作成する。
- ④事務局は、水張り期間中に圃場確認を行う。

(6) 実績報告

- ①耕作者は、水張りの実績を記入し、写真を整え様式1と様式2を農林課に提出する。
- ②事務局は、現地確認業務完了後、様式1により実績を記載する。
- ③事務局は、耕作者に水張り確認日を記載した様式1を送付する。
- ④耕作者は、水張りで降毎年度収量を確認し、連作障害等確認報告書(様式1)を作成する。

(7) その他

- ①耕作者は、連作障害の発生の有無を確認するため、次の項目について記録し、確認終了後に提出する。
 - ・当該圃場の5年間の収量
 - ・病害虫の発生状況
- ②収量を確認した根拠資料は終了後5年間保管する

様式1

水張り計画・実績・連作障害等確認報告書

下記の交付対象水田について、経営所得安定対策等実施要綱(令和5年4月5日付け4農産第5527号)別紙1の2の(1)の④に基づき、水張り(たん水管理)を実施し連作障害が無いことを確認しましたので報告します。

集落名 _____ 住所 _____
氏名 _____ 電話番号 _____

計画 ※計画作成時に記載							実績 ※実施後に記載										
耕地番号	分筆番号	地名地番	面積	作物名	水張り開始予定日	水張り終了予定日	耕作者記載		事務局記載 水張り	耕作者記載					収量低下や病害虫の発生等連作障害の有無		
							開始日	終了日		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
				a	/	/	/	/	/								有・無
				a	/	/	/	/	/								有・無
				a	/	/	/	/	/								有・無
				a	/	/	/	/	/								有・無
				a	/	/	/	/	/								有・無
				a	/	/	/	/	/								有・無
記載例	1	宮小出 123-108	10.5a	大豆	5/1	6/1	/	/	/	作物名	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆		有・無
1										単収	124kg/10a	124kg/10a	124kg/10a	124kg/10a	124kg/10a		

様式2

実施状況写真報告書

下記の交付対象水田について、経営所得安定対策等実施要綱(令和5年4月5日付け4農産第5527号)別紙1の2の(1)の④に基づき、水張り(たん水管理)を実施したので実施状況写真を提出します。

集落名 _____ 住所 _____
氏名 _____ 電話番号 _____

写真撮影日					年 月 日				
耕地番号	分筆番号	地名地番	面積		耕地番号	分筆番号	地名地番	面積	
				a					

※ 水張りの開始(1回目)と終了(2回目)の写真を添付ください。

※ 水張りの開始(1回目)と終了(2回目)は1か月以上あけるようにしてください。